

市・県民税

納税通知書を発送

6月上旬から、対象の皆さんに「平成23年度市・県民税納税通知書」を送付しています。

なお、確定申告書や市・県民税申告書を提出した方でも、今年度の市・県民税が非課税の方には、送付されません。

また、65歳以上の公的年金受給者で、市・県民税が課税される方は、公的年金から市・県民税が天引き(特別徴収)されます。

▽対象

4月1日現在、65歳以上で、前年中に公的年金収入があり、本年中の同収入が年額18万円以上の方

▽対象者とならない方

①遺族・障害年金のみ受給されている方 ②介護保険料の特別徴収対象とならない方 ③特別徴収税額が老齢基礎年金などの額を超える方など

これから生涯学習活動に取り組みようとする方に、学ぶ楽しさを分かち合い、共に地域づくりを進める機会として、特技や資格を持ったボランティアバンク講師を紹介いたします。

▽利用手順 市役所・コミセン・図書館などで登録

ボランティアバンク 講師を紹介いたします



される税額などを確認してください。なお、公的年金の特別徴収対象の方は、納付方法の変更はできません。

※平成23年度課税(非課税) 証明の発行は6月から行っています。
市県民税課 (☎235・8594)

東日本大震災で被災された方へ 所得税軽減などのお知らせ

東日本大震災で被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられます。また、税務署で手続きをすると所得税が還付される場合があります。詳しくは大和税務署、または国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

市・県民税、固定資産税、軽自動車税の特例措置もあります(下表参照)。

税制上の措置	概要	問い合わせ先
個人住民税の軽減措置	【雑損控除】 住宅・家財・自家用車などの損害を受けた方は、雑損控除適用で個人住民税の軽減を受けることができます。	市民税課 ☎235-8594
	【住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)】 所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受けていた住宅に居住できなくなった場合でも、控除残期間は引き続き適用を受けることができます。	
軽自動車税の非課税措置	滅失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合、平成25年度分まで軽自動車税が非課税となります。	市民税課 ☎235-8593
固定資産税の軽減措置	滅失・損壊した住宅の敷地については、引き続き住宅用地として固定資産税の軽減措置を受けることができます。また、滅失・損壊した家屋の買い替えなどをした方も軽減措置を受けることができます。	資産税課 ☎235-8596



男女共同参画推進員による啓発活動
男女共同参画推進員は、市と協働で、男女共同参画推進に関する各種啓発活動を行っています。

チャンスをつかち、未来を拓こう

男女共同参画週間

6月23日～29日

「参画」という言葉には、何か行事があったときなどに

6月24日(金)14時から海老名駅自由通路で「えびな」と一緒に、街頭キャンペーン「男女共同参画100人に聞きました」を実施します。

テーマは「ポジティブ・アクション」
地域社会のなかで女性が多くの仕事を担っている、代表は男性という例があります。日本では、他の先進国と比較すると、指導的な立場で活躍する女性が少ないのが現状です。

仲間として加わる「参加」という言葉とは異なり、事業や政策などの計画や決定の段階から参加し、対等な立場で意見を出し合い、責任も分かち合うという、より積極的な意味があります。

戸沢橋夜間全面通行止め

圏央道門沢橋高架橋の建設工事に伴い、県道22号(横浜伊勢原)戸沢橋の夜間交通規制をします。ご迷惑をおかけしますが、迂回のご協力をお願いします。

▷日時 6月28日(金)・29日(土)・30日(日) 23時～3時 ▷予備日 7月1日(日) 23時～3時 ▷交通規制区間 東河内交差点(海老名側)～戸田交差点(厚木側) ※下図参照。なお、戸沢橋は通行できませんが、県道沿いにお住まいの方は、海湘丸付近交差点まで進入可能となります。

▷迂回先 相模大橋(県道40号横浜厚木)、湘南銀河大橋(県道44号伊勢原藤沢)

※歩行者および自転車などは、歩行者用迂回路を設置する予定です。

☎ 中日本高速道路(株)東京支社厚木工務事務所(☎223・8721)。



▲第7回の様子

第8回「えびな」小さな音楽会

尺八・箏で楽しむ日本の歌・世界の歌

ランチタイムのひとときに、懐かしい気持ちになれる音楽会です。ロビーに響きわたる優雅で澄んだ音色をお楽しみください。

▽日時 6月28日(金) 12時10分開演(演奏は40分程度)

▽会場 市役所1階エンランスホール

▽内容 山び静山会と由香和会による尺八・箏・歌の演奏

▽曲目 「世界の民謡メロデー」「日本の名歌集」ほか

※当日、直接会場へ、なお、座席数には限りがあります。

☎ 文化スポーツ課(☎235・4797)。

お店や団体のPRに「えびな」を使用しませんか

海老名市のイメージキャラクター「えびな」で、海老名の魅力や元気を市内外により広く発信できるよう「海老名市イメージキャラクター使用取扱要領」を定めました。

お店や団体などのPR、商品やグッズなどに「えびな」を使用できるようにします。

私的利用の範囲を超えて使用する場合は、事前に

市に使用承認申請書を出し、承認を受ける必要があります。また、色や形を変えるなどの変更を伴う場合は、別途変更についての申請をしてください。

なお、営利、非営利に係わらず、キャラクターの使用料は無料です。詳細は、政策事業推進課へお問い合わせ。

☎ 同課(☎235・4635)。

今年度の男女共同参画事業は、10月から11月にかけて身近な話題をテーマに、計4回の連続講座を開きます。講師は、さわやか福祉財団理事長・堀田力氏、作家・久田恵氏ほかを予定しています。

☎ 広聴相談課(☎235・4568)。